

都道府県加盟組織 御中

一般社団法人 全国腎臓病協会
会長 池田 充
社会保障委員会
委員長 宮本 陽子

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
透析患者の適切な医療提供体制の確保および
無症状・軽症患者の外来透析を行う際の隔離透析期間等の考え方について
(情報提供)

日頃より諸活動にご協力、ご支援くださりありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日より5類に変更になりました。入院医療体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくこととなりますが、透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合も適切に医療提供体制が確保されるよう、関係機関、関係学会と一層の連携の上、新型コロナウイルスに感染した透析患者の医療提供体制の確保をするように通知していますのでお知らせします(資料1)。

また、日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会新型コロナウイルス感染対策合同委員会から「無症状・軽症患者の外来透析を行う際の隔離透析期間等の考え方について」(資料2)が4月27日公表されていますので、透析施設の指示に従うこと、また、透析施設では、これまで同様にすべての医療従事者およびすべての透析患者に対して、透析施設内でのマスクの着用を推奨していますので周知をお願いいたします。

5月8日以降もこれまで同様にすべての医療従事者およびすべての透析患者
に対して、透析施設ではマスクの着用が推奨されています

資料1. 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う透析患者の
適切な医療提供体制の確保について (情報提供)」の都道府県等への事務連絡

http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20230502_Providing_medicalcare_dialysispatients.pdf

資料2. 「無症状・軽症患者の外来透析を行う際の隔離透析期間等の考え方について」

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会新型コロナウイルス感染対策合同委員会

http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20230427_Outpatient_dialysis_after_transition_to_category5_of_COVID-19.pdf

資料1「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う透析患者の適切な医療提供体制の確保について」より、2023年5月8日以降、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染したときやワクチン接種を受けたとき等、患者負担に関わる要点を下記へ箇条書きにまとめました。あわせてご参考ください。

ワクチン接種の費用はどのようなの？

来年3月までは、負担なし。

PCR検査の費用はどのようなの？

自己負担が生じる。

ただし、医療機関や障害者施設へ入院・入所中の場合、施設内で陽性者がでて集中的検査を都道府県が行う場合は、負担なし。

通院手段の確保（公費搬送）はどのようなの？

感染時でも、原則、公共交通機関や医療機関による送迎などを利用できる。緊急時は救急搬送を依頼する。

ただし、9月末までは、救急搬送に影響が出るような状況時等に対応するための支援体制（公費支援）が継続される。その搬送の条件や窓口など自治体で異なる。（各自治体での確認が必要）

神奈川県例 http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20230502_Acceptance_of_Kanagawa.pdf

新型コロナウイルス感染症治療薬の費用はどのようなの？

9月末までは、負担なし。

入院時の費用はどのようなの？

9月末までは、高額療養費の自己負担度額から原則2万円が減額される^{注)}。食事代は負担あり。

注) 高額療養費制度の特例である特定疾病療養受療証（マル長）が適用されれば、自己負担1～2万円からの減額になるので、入院医療費は「負担なし」になる場合があります。